

## 平成 30 年度第 4 回宗像市学校給食審議会議事録

平成 30 年 10 月 3 日(水) 午前10時 30 分～10 時 48 分

宗像市役所 本館 301 会議室

出席者:宗像市学校給食審議会 9 人

【事務局】 定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年度第 4 回宗像市学校給食審議会を開催いたします。会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。事前に資料を送付しておりましたが、皆様、お手元にお揃いでしょうか。第 3 回の議事録は作成中でございますので、できあがり次第、議事録署名人にご連絡させていただきます。今回の議事録署名人ですが、前回と同じように名簿順でお願いしたいと思います。それでは、これ以降の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

【会長】 はい。おはようございます。本日は、委員 1 名から欠席の連絡が入っており、委員 1 名は遅れて来られるということです。11 名中 9 名の委員に出席していただいておりますので、宗像市学校給食審議会規則第 5 条第 2 項の規定により本日の会議は成立しております。今回も議事録作成のために会議を録音させていただきますので、発言される方は名前を言ってご発言していただきますようお願いいたします。

では、次第に沿っていきます。議事の(1) 答申書(案)について、事務局よろしくお願いたします。

### 1. 議事

#### (1) 答申書(案)について

【事務局】 前回の審議会では答申書(案)についてご審議いただいた後、修正した点を中心にご説明させていただきます。

(1) 給食回数については、変更はありません。

(2) 学校給食費については、軽微な表現の修正をしております。段落毎にご説明します。まず、はじめの段落は、学校給食の内容について記載しています。宗像市の子どもたちと全国の子どもの体格は、同等の水準であるということを説明しております。次の段落は、宗像市で行ってきた学校給食費の改定の経緯と価格の動向についてです。続いて、試算結果となります。小学校及び義務教育学校前期課程は現行が 243 円ですが試算の結果 250 円、中学校及び義務教育学校後期課程は現行が 286 円ですが試算の結果 310 円となりました。次の段落は審議の内容についてで、今までご審議いただいたことを記載しております。次の段落から 4 ページにかけて、本審議会の結論を示しております。

4 ページ(3) 学校給食費の徴収方法について、軽微な表現の修正をしております。その内容として、現在は年間の学校給食費を 4 月から 2 月までの 11 ヶ月間で均等に徴収をしておりますが、今後は 4 月から 1 月までの 10 ヶ月間は均等で徴収し、2 月は徴収する金額を

調整する月にしたいということに記載しております。よって、小学校及び義務教育学校前期課程における学校給食費は単価が 250 円、給食回数年間 193 回、年間の学校給食費は 48,250 円、それを 4 月から 1 月までは均等に 4,400 円を徴収し、2 月の徴収額は 4,250 円となります。また、中学校及び義務教育学校後期課程における学校給食費は単価が 310 円、年間の給食回数は 185 回、年間の学校給食費は 57,350 円となります。4 月から 1 月までの徴収額は 5,250 円、2 月の徴収額は 4,850 円となります。その下、学校給食費の徴収と返金のルールについては、第 3 回の審議会でご審議いただいた内容を記載しております。前回お示ししたのは、こういった場合は返金します、こういった場合は返金しませんという表現の仕方でしたが、今回は、返金する場合としない場合の 2 つに分けて記載しています。

まず、①学校給食費を返金する場合、アイウと 3 点載せております。アは、教育活動等で学校給食を中止したときで、具体的な例としましては修学旅行、社会科見学、ワクワク WORK など学級または学年単位で行う教育活動のほか、入学式や卒業式前後に学校給食を中止する場合などが考えられます。こちらは返金と記載しておりますが、現金のやりとりではなく、2 月の徴収で調整するというように記載しております。イは、食物アレルギーや乳糖不耐症等の疾病により、児童生徒が医師から飲用牛乳の飲用を禁止されている場合です。ただし、この場合においては、保護者から医師が発行する学校生活管理指導表や診断書等の提出が必要であることを書いております。次に、学校給食は児童生徒に対して実施されているものであるため、教職員等は返金の対象としないということに記載しております。最後のウ、長期に渡って欠席をする場合も返金が生じる場合として記載しております。

一方、②学校給食費を返金しない場合については、地震や台風、大雪、インフルエンザの流行等による臨時休校、学年・学級閉鎖など、臨時で学校給食を中止した場合は返金しませんということに記載しております。

次の(4)その他は、まとめとなります。まず、初めの段落は、食に関する日本の課題、健康や食文化に関する課題について記載しております。次の段落は、学校給食実施基準が一部改正されたことも盛り込んで、というご意見を受けて、食塩や脂質の摂取過剰、食物繊維やカルシウムの摂取不足といった栄養素の摂取状況により基準値が見直され、年齢によってはエネルギーやナトリウム、カルシウムの値が変更されているということに記載しております。その次から最後までですが、審議会として学校給食、学校における食育について求めることをまとめております。まず、宗像市の児童生徒の発育状況に適合した献立の作成、2 番目として児童生徒の嗜好や喫食状況を踏まえた給食の提供、3 番目に望ましい食習慣や知識、食事のマナー等の伝授、最後が福岡県・宗像市の郷土料理や行事食、地域の食文化の学習です。こうした内容を、学校給食や学校における食育を通して子どもたちに伝えていただければということ載せております。

以上が答申書の内容になります。次の 6 ページは審議会の会議の経緯を載せております。

7 ページから 10 ページまでが今まで審議会でご審議いただいた内容です。9 ページまでは前回にお示しした内容と変更はありませんが、10 ページは学校給食費の徴収や返金ルー

ルの統一化についてご意見をいただきましたので、こちらにも記載しております。答申書(案)については以上です。

【会長】はい。前回の審議会の内容を踏まえて答申書の4ページに書き加わっている部分と、それから5ページの(4)その他のところ、ご指摘のあった学校給食実施基準の一部改正という部分が盛り込まれた形で示されております。合わせて10ページに前回の審議内容が加わったということでご説明がありましたが、答申書(案)につきましてご質問等ありましたらお受けしたいと思います。

【委員】3ページ、前に気づいていたら良かったのですが、最初に学習指導要領についてとありますが、小・中学校学習指導要領について、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から完全実施となります。

【事務局】完全があった方が良いですか。

【委員】はい。先行実施している内容がありますので。それと、学習指導要領の今回の書き方が、小・中学校学習指導要領(平成29年告示)と背表紙にわざわざ書き込んであるわけです。だから、書き出しを、小・中学校学習指導要領(平成29年告示)にして、後は小学校、中学校という言い方をされてもいいんじゃないかと思いました。

【事務局】ありがとうございます。

【会長】ほかにお気づきの点やご意見はありませんか。では、質問等はございませんので、答申書(案)についてはよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

では、本日の議事としてはこの部分が主でしたので終了いたしますが、その他のことで委員の方から何かご意見等がありましたらお受けしたいと思います。では、ほかにも意見はないようですので事務局の方にお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。

## 2. その他

【事務局】会長ありがとうございました。今年度の学校給食審議会におきましては、学校給食費の改定、それから徴収、返金のルールの一統化等、非常に重要な議事についてご審議いただきましたが、本日の会議をもって全ての議事を終了とさせていただきます。これまで、会長はじめ委員の皆様には、大変貴重なご意見やご提案を賜り、こうして答申書という形でまとめていただくことができました。厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

今後の予定でございますが、この答申書につきましては、私どもで所要の事務手続きを経て、教育委員会に提出させていただきます。教育委員会後に、この答申書の内容を踏まえ、市として学校給食費の改定等についてどうしていくかを判断、決定していくということになります。この答申書のとおり、来年度から学校給食費が変わるという状況になりましたら、保護者の方、小・中・義務教育学校各校に対してお知らせをしていきたいと考えております。

なお、皆様方の委員の委嘱期間は平成 32 年、2020 年 5 月 31 日まででございます。来年度も引き続き、よろしくお願い申し上げます。

以上を持ちまして、平成 30 年度宗像市学校給食審議会を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。お疲れ様でした。